

阿賀野市告示第9号

阿賀野市移動支援サービス専用自動車保険補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月22日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市移動支援サービス専用自動車保険補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市移動支援サービス専用自動車保険補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「ふれあい広場」」の次に「等」を加え、「「広場」という」を「「広場等」という」に、「広場を」を「広場等を」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第2条中「のできる」を「ができる」に改め、「阿賀野市と広場代行業務委託を締結した」を「広場等を運営する」に改める。

第3条中「広場」の次に「等」を加える。

第4条中「(1日1台あたり400円を上限とする。)」を削る。

附 則

この告示は、令和8年1月22日から施行し、改正後の阿賀野市移動支援サービス専用自動車保険補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。